

男女共同参画会議

男性の暮らし方・意識の変革に関する専門調査会（第2回）説明資料

平成28年11月14日

一般社団法人日本乳業協会

1. 調製粉乳の生産、母乳栄養の動向

牛乳乳製品統計調査によれば、我が国における調製粉乳の生産量は最近の20年で約4割減少している。また、平成27年度乳幼児栄養調査によれば、授乳期の栄養方法は、母乳栄養の割合が増加し、生後1か月では51.3%、生後3か月では54.7%であり、混合栄養も含めると、母乳を与えている割合は、生後1か月で96.5%、生後3か月で89.8%であった。

参考1：調製粉乳の国内生産量（農林水産省牛乳乳製品統計調査）

年次	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
生産量（kg）	41,240,992	33,583,991	32,037,162	32,941,625	26,309,385

用語）調製粉乳とは、生乳又は乳製品に乳幼児に必要な栄養素及び母乳の組成に類似させるために必要な栄養素を混和し、粉末状にしたものをいう。

参考2：平成27年度乳幼児栄養調査（厚生労働省）

年度	平成7年度		平成17年度		平成27年度	
	1か月	3か月	1か月	3か月	1か月	3か月
母乳栄養（%）	46.2	38.1	42.4	38.0	51.3	54.7
混合栄養（%）	45.9	34.8	52.5	41.0	45.2	35.1
人工栄養（%）	7.9	27.1	5.1	21.0	3.6	10.2

2. 乳幼児用調製液状乳に関する経緯等

平成21年4月に当協会が国に要望書を提出した当時、すでに海外において「乳幼児用調製液状乳」が製造・販売されていることから「日本においても将来、そうした新しい分野に可能性がある」との考えに基づき、消費者における利便性を考慮して要望したものの。平成21年4～8月開催の厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会にて審議され、調製液状乳について、常温流通品の微生物データ、病者向けの特別用途を想定した情報収集が必要との意見があった。

当協会は、乳等省令改正について複数の要望を行っており、これまでに「成分調整牛乳」等の成分規格（比重、酸度等）、「脱脂濃縮乳」のたんぱく質量調整など要望事項に

ついて順次改正された。調製液状乳について要望当初から、調製粉乳と比べて、お湯で溶かす必要がなく、利便性に優れ、また、災害時には有用であると認識していた。一方、既存の調製粉乳を単に液状にすればよいというものではなく、常温保存時の品質保持、色調の変化、沈殿の発生、使用時の衛生性の確保、容器をどのようにするかなどの安全性、利便性等について、クリアしなければならない課題も多くあり、要望時点から時間が経過。

3. 乳協における取組み状況

過去1年程度において厚生労働省、当協会の関係会員との意見交換を通じて、調製液状乳の規格基準化に必要となるデータ収集に向けて、上記の課題を踏まえた取組みを行っている。

関係会員における試作製品の製造、保存試験の実施、その結果を踏まえた行政における基準化の検討、基準設定後に実際の製品化、法令上の認定等の流れを考慮し少なくとも数年間を要すると考える。

今後とも関係会員における開発等作業の進展、行政への情報提供に当協会の役割を果たす考えである。

4. 要望等

製品化にあたり、調製液状乳の実際の使用について初めは不慣れなことから、病院、保育所等での普及指導が一定期間必要になると考える。ただし、販売促進活動は実施できないことから、政府等の広報、行政の協力、支援を希望する。